

返還金制度について

1. 紹介した人材が自己都合により入社後6ヶ月以内に紹介企業を退職した場合、本所は退職時期に応じて、紹介企業より受領した成功報酬を、下記の表に従い紹介企業に返還するものとする。

退職時期	返還する成功報酬
入社から1ヶ月以内	80%
入社から3ヶ月以内	50%
入社から6ヶ月以内	10%

2. 返還金制度の対象となるのは、紹介した人材が自己都合で退職した場合のみとする。ただし、自己都合であっても、不慮の事故等の個人の責に帰さない退職の場合は、返還金制度の対象とはならない。また、紹介した人材が、採用日以前に派遣などの形態で紹介企業において職務遂行経験があった場合であっても、上記の返還金制度の対象とはならない。